

Q	A
<p>・熱や咳がある。どうしたらよいか。 ・感染したかも？と思ったらどうしたらよいか。 ・倦怠感と頭痛があり医療機関を受診。CTの結果は異常なしだったが心配。検査について知りたい。</p>	<p>発熱などの風邪症状がある場合は仕事や学校を休んでいただき、外出やイベントなどへの参加は控えてください。休んでいただくことはご本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性があるため、咳エチケットを行ってください。</p> <p>発熱などのかぜ症状について、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気による場合があります。風邪やインフルエンザ等の心配があるときには、これまでと同様に、かかりつけ医等に事前に電話でご相談ください。新型コロナウイルスへの感染のご心配は、「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。</p> <p>以下の場合には、美作保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」(電話0868-23-0163)に電話で相談しましょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風邪の症状や37.5℃以上の熱が4日以上続く 2. 強いだるさや息苦しさがある <p>重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方(糖尿病・心不全・呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方)に加えて、念のため妊婦さんは、4日を待たず、場合によってはすぐにでも、かかりつけ医または帰国者・接触者相談センターへ相談しましょう。</p>
<p>医療機関を受診するときに気を付けることはあるのか。</p>	<p>かかりつけ医や近隣の医療機関を受診される場合は、直接医療機関に行かず、事前に電話で相談してから、医療機関の指示に従い受診するようにしてください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。</p>
<p>保健所の帰国者・接触者相談センターに電話をすれば、PCR検査を受けることができるのか。</p>	<p>PCR検査は医師が診察し必要と判断すれば、医師から帰国者・接触者相談センターに連絡があります。新型コロナウイルス感染症以外の病気の可能性もあるため、まずはかかりつけ医の診察を受けてください。</p>
<p>県南で感染者が確認されているが県北は大丈夫か。</p>	<p>感染が確認されれば県などから公表されます。一般的な感染症対策や健康管理に心がけてください。具体的には、石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒などを行い、できる限り混雑した場所を避けてください。また、十分な睡眠をとっていただくことも重要です。また、人混みの多い場所は避けてください。屋内でお互いの距離が十分に確保できない状況で、一定時間を過ごすときはご注意ください。</p>

Q	A
不特定多数が出入りする商業施設の営業や利用は規制しないのか。感染拡大の危険性があるのではないのか。	全国に緊急事態宣言が発出されたため、公私ともに不要不急の外出を控えるようお願いします。市で管理する施設も4/18～5/11まで74施設を閉館しています。4/20時点で岡山県より企業に対する休業要請は出ていません。
市外から家族が帰省したいと言っている。どうしたらいいか。	4/17「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市長メッセージ」より、市外からの往来自粛を呼びかけています。ゴールデンウィーク期間中におけるご家族の帰省等は極力避けてください。万が一、津山市に来られた場合は、14日間ほどできるだけ外出を控えるなど、慎重な行動をお願いします。
マスクはどこで買えるのか。	市としては販売元の把握はしておりません。 マスクが手に入らないときの代用方法について:自分の手を用いるのではなく、ハンカチやタオルなど、口を塞ぐことができるものを代用することで飛沫(くしゃみなどの飛び散り)を防ぐ効果があります
新型コロナウイルスの流行により、会社の経営相談をしたい。(経営相談窓口)	<p>新型コロナウイルス感染の流行により影響を受ける、またはその恐れのある市内中小企業者等(個人事業主等含む)に対して、経営上の相談や各種融資制度等の相談に対応するため、事業者向け相談窓口を設置しています。</p> <p>お問い合わせ先は、 つやま産業支援センター内(東庁舎1階 みらい産業課) 電話 0868-24-0740 (内線:3152～3155) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分(土日祝日は除く) 開設期間:3月9日(月)から当分の間</p> <p>《参考:市内に相談窓口の設置団体など》 津山商工会議所 0868-22-3141 作州津山商工会 0868-36-5533 岡山県よろず支援拠点 津山サテライトオフィス:月・火曜日開設 予約は本部へ 086-286-9667 岡山県信用保証協会 津山支所 0868-22-7276 株式会社日本政策金融公庫 津山支店 0868-22-6135</p>

Q	A
無利子・無担保融資(事業資金)について	<p>【新型コロナウイルス感染症特別貸付】 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、一時的な業績悪化(最近1か月の売上が前年又は前々年の同時期と比較して5%以上減少した等)となった事業者(事業性のあるフリーランスを含む)に対し、融資枠別枠の制度を創設しました。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。</p> <p>※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。</p> <p>資金の使いみち: 運転資金、設備資金 担保: 無担保 貸付期間: 設備20年以内、運転15年以内 うち据え置き期間 5年以内 融資限度額(別枠) 中小事業3億円、国民事業6,000万円 金利: 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利(利下げ限度額: 中小企業1億円、国民事業3,000万円) 相談先: 平日 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505 土日・祝日 日本政策金融公庫: 0120-112476(国民生活事業)、0120-327790(中小企業事業)</p> <p>【特別利子補給制度】！申請の受付はまだ開始していません。支給要件や申請手続き等についても、詳細が固まり次第公表されます。</p> <p>日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入れを行った個人事業主(事業性のあるフリーランスを含む)等に対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施します。</p> <p>利子補給期間: 借入後当初3年間 利子補給対象上限: 中小事業1億円、国民事業3,000万円</p>
新型コロナウイルスで影響を受けている事業者への融資の案内について。	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により、中小企業・小規模事業者の方への影響が懸念されることから、次のとおり津山市中小企業融資制度の融資枠を拡大するもの。</p> <p>1 特例期間: 令和2年3月9日から令和2年9月30日</p> <p>2 特例対象者: 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上が前年同時期に比べ5%以上減少することが見込まれる中小企業者等 (津山市中小企業融資制度規程第7条の規定を適用し市長が認定)</p> <p>融資資格など、制度の詳細につきましては、下記まで問い合わせください。 〒708-8501 津山市山北520 津山市産業文化部商業・交通政策課 電話 0868-32-2081(内線3244・3245) FAX 0868-32-2154</p>

Q	A
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し生活できない。どうしたらいいのか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)の特例貸付があります。通常あった制度よりも有利な条件で借りることが出来る制度になっています。</p> <p>①緊急小口資金:一時的な資金が必要な方(主に休業された方) ②総合支援資金(生活支援費):生活の立て直しが必要な方(主に失業された方等)</p> <p>【休業された方向け(緊急小口資金)】 対象:新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。*新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。</p> <p>貸付上限額:原則10万円。以下のいずれかの場合は20万円以内。 (1)世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき (2)世帯員に要介護者がいるとき (3)世帯員が4人以上いるとき (4)世帯員に新型コロナウイルス感染症の関連で子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき (5)世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき (6)(1)～(5)までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子、連帯保証人なし。 ・償還期限:2年以内。 <p>申請に必要な物:身分証明2つ(保険証、免許証等)、印鑑、申請者の預金通帳、休業等により収入が減少したことがわかるもの(給与明細書等)</p> <p>【失業された方等向け(総合支援資金)】生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。*原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件になります。</p> <p>対象:新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付上限額:(2人以上の世帯)月20万円以内。(単身世帯)月15万円以内。 <p>*貸付期間/原則3月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据置期間:1年以内 ・償還期限:10年以内 ・無利子・保証人不要 <p>特例貸付の窓口は、<u>社会福祉協議会</u>になります。電話:23-5130 内線:2761～2762 市の生活支援の窓口としては、生活福祉課 自立支援センター 電話:32-2133 内線:2168～2169</p>

Q	A
収入が減少し、市税等の支払いが困難。	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入、給与収入に相当の減少があった方は、申請により1年間税等の市に対する徴収の猶予を受けることができますようになります。 税金、国民健康保険料、水道料金など市に対する全ての支払いが対象となります。 延長期間：令和3年3月31日まで
収入が減少し、電気・ガス料金の支払いが困難。	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを電気・ガス事業者に要請しています。 ※電気・ガス料金の他、水道・下水道、NHK、固定電話・携帯電話の使用料及び公営住宅の家賃の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、事業者へ要請が出されています。
生活支援臨時給付金(給付金)は、いつももらえるのか。	できるだけ速やかに給付が行えるように準備を進めています。今後、申請・給付の窓口を設置する予定であり、詳細が決定次第、市のホームページやSNS(フェイスブック・ライン)、防災行政無線、新聞紙上等でお知らせする予定です。
住民票は津山市だが、居住は別の場所。給付金の手続きはどうしたらよいか。	通知は住民登録上の住所地に郵送予定のため、転送届けなどの手続きで通知が確認できるようにしてください。